

令和4年度

那覇・南風原クリーンセンター  
ごみ質分析、大気汚染物質等測定業務委託

仕 様 書

那覇市・南風原町環境施設組合

**業務名：令和4年度 那覇・南風原クリーンセンターごみ質分析、大気汚染物質等測定  
業務委託**

**1 目的**

発注者 那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）の那覇・南風原クリーンセンターの管理運営に伴い必要とされる分析、測定業務を受託者（以下「乙」という。）に委託するため、必要な事項を次のとおり定める。

**2 委託業務の名称**

令和4年度 那覇・南風原クリーンセンターごみ質分析、大気汚染物質等測定業務委託

**3 委託業務の履行期間** 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

**4 契約保証金**

那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第4条第1項第9号の規定により免除する。

**5 分析、測定等の業務を行う施設の名称、所在地及び施設の概要**

名 称 那覇・南風原クリーンセンター

所 在 地 南風原町字新川 650 番地

施設概要 一般廃棄物処理施設

敷地面積：約 3.8ha

焼却溶融形式：全連続燃焼式ストーカ炉（廃熱ボイラ付）+電気式灰溶融炉

施設規模能力：焼却炉 150 t/d × 3 炉

：溶融炉 26 t/d × 2 炉

：発電設備 8,000kw

：破碎選別機 39 t/5h(粗大ごみ 6t/5h、不燃ごみ 33t/5h)

排ガス処理方式：バグフィルタ、活性炭・消石灰吹込み、触媒脱硝

**6 委託業務の概要**

- (1) ごみ質分析 別表1参照
- (2) 焼却主灰の熱灼減量測定分析 別表2参照
- (3) 大気汚染物質等濃度測定 別表3参照
- (4) 飛灰固化物の有害物質溶出量測定及び飛灰(原灰)の有害物質含有量測定 別表4参照
- (5) 排ガス、焼却主灰、飛灰固化物及び溶融スラグのダイオキシン類濃度測定 別表5参照
- (6) 溶融スラグに係る有害物質及び化学成分分析 別表6参照
- (7) 排水処理水中の有害物質等の測定 別表7参照
- (8) 排水処理水中のダイオキシン類濃度測定 別表8参照
- (9) 溶融メタル含有試験 別表9参照
- (10) 溶融スラグ塩基度(CaO/SiO<sub>2</sub>)試験 別表10参照
- (11) メタル残渣に係る有害物質溶出量の測定 別表11参照

## 7 作業計画

乙は、業務の遂行に当たり速やかに実施計画書を作成し、甲の承認を受けること。

## 8 業務管理

本業務委託は、業務の円滑な推進を図るため、十分な技術・経験を有する技術者1名を配置しなければならない。以下に主な技術者の要件について記す。

### (1) 主任技術者

主任技術者は、本業務の全般にわたり、業務の技術的指導・監督を行わなければならないため、下記①から④のいずれかの資格者を、本業務の主任技術者として配置しなければならない。

- ①環境計量士を有し、計量士法による登録を行っている者。
  - ②技術士【総合技術監理部門（衛生工学科目または環境科目のいずれか）】を有し、技術士法による登録を行っている者。
  - ③技術士【衛生工学部門または環境部門のいずれか】を有し、技術士法による登録を行っている者。
  - ④RCCM（廃棄物）を有し、登録証書の交付を受けている者。
- (2) 調査項目の計量証明書の発行について、ダイオキシン類は特定計量事業者、それ以外は計量証明事業者として認定された者に行わせるものとする。

## 9 提出書類等

乙は業務の着手及び完了にあたっては、契約書に定めるもののほか、甲に対して次の書類を提出し、承認を得なければならない。

### (1) 着手時

着手届、主任技術者届及び実務経験証明書、工程表、その他必要な書類

### (2) 毎回の測定業務時

それぞれの測定業務を行う度に担当職員名簿を提出すること。

### (3) 完了時

完了届、納品書、請求書、その他必要な書類

### (4) 乙が提出し、甲の承認を受けた事項であって、その事項の変更を要する際は、再度承認を受けなければならない。

### (5) その他必要に応じて、次の書類を提出しなければならない。

① 業務打ち合わせに関する記録

② ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定に基づく報告書

## 10 検査及び引渡し

乙は、業務完了後速やかに業務完了届を甲に提出し、甲の検査を受けるものとする。また、乙は、本仕様書に指定された成果品及び提出書類一式を納品し、検査合格後、甲の承認を持って業務の引渡しとする。

なお、納品後に成果品に不備又は不合格な点が発見された場合には、乙は速やかに訂正しなければならない。

## 11 成果品

提出すべき成果品及び提出部数は、次に示すものとする。

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| ・報告書（測定時の写真を含む） | 2部（A4版） |
| ・報告書の原稿（CD-R）   | 1部      |

## 12 その他 本仕様書に定めのない事項及びその他疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

別表 1 (1) ごみ質分析

分析・測定業務の種類	試料の種類	分析測定回数及び採取場所	分析測定項目	測定方法等
ごみ質分析 根拠法令等	可燃ごみ ・一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について (昭和 52 年 11 月 4 日環境第 95 号(改定:平成 2 年 2 月 1 日環 22 号))	12 回/年(毎月) 但し※元素分析は年 4 回(4 月、7 月、10 月、1 月)とする。 試料採取は毎月初旬に行い、当該月内に分析結果を報告すること。 採取場所 可燃ごみホッパーステージ	単位容積重量 水分量 ごみの種類の組成分析 灰分 可燃分 低位発熱量 ※元素分析(C1、Na、K、Ca)	昭和 52 年 11 月 4 日環境第 95 号の別紙 2 の 1 に標準として規定されている分析方法によること。 なお、ごみの種類については、甲と協議の上決定する。
	不燃ごみ ・可燃ごみの元素分析と不燃ごみのごみ質分析は自主測定である。	2 回/年(7 月、1 月) 採取場所 不燃ごみピット	単位容積重量 ごみの種類の組成分析	昭和 52 年 11 月 4 日環境第 95 号に規定されている分析方法によること。 なお、ごみの種類については、甲と協議の上決定する。



別表 2 (2) 焼却主灰の熱灼減量測定分析

分析・測定業務の種類	試料の種類	分析測定回数及び採取場所	分析測定項目	測定方法等
焼却主灰の熱灼減量測定分析	焼却主灰	1号焼却炉 : 8回 2号焼却炉 : 9回 3号焼却炉 : 9回  合計 26回  採取場所 各炉の主灰切替ダンバ出口	熱灼減量	昭和 52年 11月 4日環境第95号の別紙2のIIの測定方法によること。

根拠法令等  
 ・一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について（昭和52年11月4日環境95号（改定：平成2年2月1日衛環22号））

各焼却炉とも月1回の測定とするが、運転計画の変更等により測定回数が増減する可能性がある。



別表3 (3) 大気汚染物質等濃度測定

分析・測定業務の種類	試料の種類	分析測定回数及び採取場所	分析測定項目	測定方法等
大気汚染物質等濃度測定 根拠法令等 ・大気汚染防止法第16条及び同法施行規則第15条	排ガス	1号焼却炉：4回 (採取場所：煙突中間部測定孔※) 2号焼却炉：4回 (採取場所：煙突中間部測定孔※) 3号焼却炉：4回 (採取場所：煙突中間部測定孔※) ※灰溶融炉の排ガスが混入しない状態で測定する  1号灰溶融炉：1回 (採取場所：触媒反応塔出口の排ガスサンプリング座) 2号灰溶融炉：1回 (採取場所：触媒反応塔出口の排ガスサンプリング座) 合計：14回	ダスト濃度(ばいじん)  塩素酸化物濃度  硫黄酸化物濃度  塩化水素濃度	大気汚染防止法施行規則別表第2の備考  JIS Z 8808 排ガス中のダスト濃度の測定方法  同施行規則別表第3の2の備考  JIS K 0104 排ガス中の塩素酸化物分析方法  同施行規則別表第1の備考  JIS K 0103 排ガス中の硫黄酸化物分析方法  同施行規則別表第3の備考  JIS K 0107 排ガス中の塩化水素分析方法

分析・測定業務の種類	試料の種類	分析測定回数及び採取場所	分析測定項目	測定方法等
排ガス中の水銀濃度測定 根拠法令等 ・大気汚染防止法第18条の30 及び同法施行規則第16条の 12	排ガス	処理前の排ガス（測定しない※）  処理後の排ガス（焼却炉と灰溶融炉では以下の通り採取場所が異なる） 1号焼却炉：2回/年（採取場所：煙突中間部測定孔※） 2号焼却炉：2回/年（採取場所：煙突中間部測定孔※） 3号焼却炉：2回/年（採取場所：煙突中間部測定孔※）  （※処理前の排ガスは令和元 年度までに全炉測定完了した ので、令和2年度以降は測定 しない）	全水銀濃度 ・ガス状水銀 ・粒子状水銀	環境省告示第94号 ガス状水銀 JIS K 0222を基本とする 粒子状水銀 JIS Z 8808に準拠する

別表 4

## (4) 飛灰固化物の有害物質溶出量測定及び飛灰(原灰)の有害物質含有量測定

分析・測定業務の種類	試料の種類	分析測定回数及び採取場所	分析測定項目	測定方法等
飛灰固化物の有害物質溶出量測定及び飛灰(原灰)の有害物質含有量測定	飛灰固化物	鉛又はその化合物、亜鉛又はその化合物、銅又はその化合物は <b>1回／年</b> (休炉中の10月を除く毎月)。	※アルキル水銀化合物 ※水銀又はその化合物 ※カドミウム又はその化合物 鉛又はその化合物 ※六価クロム化合物 ※ヒ素又はその化合物 ※セレン又はその化合物 亜鉛又はその化合物 銅又はその化合物 ※1,4-ジオキサン	昭和48年2月17日環境庁告示第13号「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」による。  ※の項目は <b>年2回</b> とする(2回目の測定は1回目の測定時に休炉中の焼却炉、灰溶融炉が稼働している時期に測定を実施すること)。
1) 飛灰固化物の有害物質溶出量測定		採取場所　処理飛灰コンベヤ		土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針(平成11年1月29日:環境庁) 分析方法　底質調査方法Ⅱに準拠する。
2) 飛灰(原灰)の有害物質含有量測定	飛灰(原灰)	<b>1回／年</b> (休炉中の10月を除く毎月)	鉛又はその化合物 亜鉛又はその化合物 銅又はその化合物	
		採取場所　飛灰振分コンベヤ		



別表5 (5) 排ガス、焼却主灰、飛灰固化物及び溶融スラグのダイオキシン類濃度測定

分析・測定業務の種類	試料の種類	分析測定回数及び採取場所	分析測定項目	測定方法等
排ガス、焼却主灰、飛灰 固化物及び溶融スラグの ダイオキシン類濃度測定	排ガス	焼却炉※：触媒反応塔出口 3炉×各1回 煙突中間部測定孔 3炉×各1回	ダイオキシン類濃度	JIS K 0311 排ガス中のダイオキシン類の測定方法
	溶融炉	：触媒反応塔出口 2炉×各1回	一酸化炭素濃度 (CO)	JIS K 0098 排ガス中の一酸化炭素分析方法
		合計 8回		
根拠法令等				JIS B 7987 排ガス中の一酸化炭素自動計測器に規定する同様の方法
・ダイオキシン類対策特別措 置法第 28 条及び同法施行令 第 4 条		※焼却炉の排ガス測定について ・触媒反応塔出口での測定：灰溶融炉からの排ガスが 混入していないものを測定する。 ・煙突中間部測定孔での測定：灰溶融炉からの排ガス が混入した状態での測定となる。	酸素濃度 (O <sub>2</sub> )	JIS K 0301 排ガス中の酸素分析方法
・ダイオキシン類対策特別措 置法施行規則（平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号）	焼却主灰	2回/年 主灰切替ダンバ出口(各炉の主灰切替ダン バ出口から採取した試料を混合して 1 試料 として分析する)	ダイオキシン類濃度	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第 二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法 (平成 16 年 12 月 27 日環境省告示第 80 号)
	飛灰固化物	2回/年 飛灰移送コンベア		JIS K 0311 排ガス中のダイオキシン類の測定方法
	溶融スラグ	2回/年 スラグピット		焼却主灰、飛灰固化物、溶融スラグとともに、2回目 の測定は1回目の測定時に休炉中の焼却炉、灰溶融炉 が稼働している時期に測定を実施すること。



別表 6 (6) 溶融スラグに係る有害物質及び化学成分分析

分析・測定業務の種類	試料の種類	分析測定回数及び探取場所	分析測定項目	測定方法等
溶融スラグに係る有害物質及び化学成分分析	スラグ	1回/年(休炉中の10月を除く毎月)	水銀又はその化合物 カドミウム又はその化合物 鉛又はその化合物 六価クロム化合物 ヒ素又はその化合物 セレン又はその化合物 フッ素 ホウ素 酸化カルシウム(CaO)※ 全硫黄(S)※ 三酸化硫黄(SO <sub>3</sub> )※ 金属※	JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ
1) 含有量試験		※の項目は化学成分分析 测定回数: 4回/年	JIS K 0058-2 第2部: 含有量試験法	
根拠法令等 ・一般焼棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について(環境対策第070928001号)		焼却炉、灰溶融炉の運転計画変更により、測定回数の増減の可能性がある。 探取場所: スラグヤード中の甲が指示する場所	化学成分分析試験は、JIS A 5011-3の付属書A(規定)による。但し、金属鉄(Fe)の分析は、JIS A 5011-2付属書A(規定)のA.10(金属鉄定量方法)による。	
2) 溶出量試験	スラグ	1回/年(休炉中の10月を除く毎月)	水銀又はその化合物 カドミウム又はその化合物 鉛又はその化合物 六価クロム化合物 ヒ素又はその化合物 セレン又はその化合物 フッ素 ホウ素	JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ JIS K 0058-1 第1部: 溶出量試験法(5. 利用有効による試験) JIS K 0058-1 第2部: 含有量試験法



別表7 (7) 排水処理水中の有害物質等の測定

分析・測定業務の種類	試料の種類	分析測定回数及び採取場所	分析測定項目	測定方法等
排水処理水中の有害物質等の測定	再生水	健康項目 2回/年(7月、1月)  但し VOC 及び農薬 (*印) については、 年1回とする(7月)。	カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機リン化合物 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 ヒ素及びその化合物 水銀又はその化合物 アルキル水銀化合物  P C B トリクロロエチレン(*) テトラクロロエチレン(*) ジクロロメタン(*) 四塩化炭素(*) 1,2-ジクロロエタン(*) 1,1-ジクロロエチレン(*) シス-1,2-ジクロロエチレン(*) 1,1,1-トリクロロエタン(*) 1,1,2-トリクロロエタン(*) 1,3-ジクロロプロペン(*) チウラム(*)	健康項目の分析測定項目は「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)の別表第一による。 昭和49年9月30日環境庁告示第64号「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」に準ずる。

分析・測定業務の種類	試料の種類	分析測定回数及び採取場所	分析測定項目	測定方法等
			シマジン(*) チオベンカルブ(*) ベンゼン(*) 1,4-ジオキサン セレン及びその化合物 ホウ素及びその化合物 フッ素及びその化合物 アンモニア、アンモニウム化合物 物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	生活環境項目の分析測定項目は「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)の別表第二による。
生活環境項目			水素イオン濃度(pH) 生物化学的酸素要求量(BOD) 化学的酸素要求量(COD) 浮遊物質量(SS)	昭和49年9月30日環境庁告示第64号「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」に準ずる。
6回/年(5、7、9、11、1、3月)		採取場所：排水処理水槽ピット	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 フェノール類含有量 銅含有量(Cu) 亜鉛含有量(Zn) 溶解性鉄含有量 溶解性マンガン含有量 クロム含有量 大腸菌群数	

分析・測定業務の種類	試料の種類	分析測定回数及び採取場所	分析測定項目	測定方法等
		全リン		
	全窒素			
色度、濁度、塩素イオン、電気伝導度 ランゲリア指数	色度 濁度	透過光測定法		
6回/年(5、7、9、11、1、3月)	塩素イオン	JIS K 0101 9.4		
	電気伝導度	JIS K 0102 35.3		
採取場所：排水処理水槽ピット	ランゲリア指数	JIS K 0102 13		
		上水試験法 16.2		



別表 8 (8)排水処理水中のダイオキシン類濃度測定

分析・測定業務の種類	試料の種類	分析測定回数及び採取場所	分析測定項目	測定方法等
<b>排水処理水中のダイオキシン類濃度測定</b>	再生水	1回／年（7月） 採取場所：排水処理水槽ピット 根拠法令等 ・自主測定（再生水を域外へ放流していないため）	ダイオキシン類濃度	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年12月27日総理府令第67号）第2条第1項第2号 JIS K 0312 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法



別表9 (9) 溶融メタル含有試験

分析・測定業務の種類 溶融メタル含有試験	試料の種類 メタル	分析測定回数及び採取場所 2回/年 採取場所 メタルヤード	分析測定項目												測定方法及び根拠法令 含有試験		
			鉄	銅	ケイ素	鉛	金	銀	亜鉛	全クロム	マンガン	チタン	ニッケル	スズ	リン	ペラジウム	白金
根拠法令等 ・自主測定																	

2回目の測定は1回目の測定時に休炉中の焼却炉、灰溶融炉が稼働している時期に測定を実施すること。



別表 10 (10) 溶融スラグ塩基度 (CaO/SiO<sub>2</sub>) 試験

分析・測定業務の種類	試料の種類	分析測定回数及び採取場所	分析測定項目	測定方法及び根拠法令
溶融スラグ塩基度 (CaO/SiO <sub>2</sub> ) 試験	スラグ	4回/年 採取場所：溶融スラグ出挿口	二酸化ケイ素 アルミナ 一酸化カルシウム 塩基度 (CaO/SiO <sub>2</sub> )	蛍光X線分析法 CaO/SiO <sub>2</sub> による計算

※甲が試料を採取し乙に提供する。  
根拠法令等・自主測定



別表 1 1 (11) メタル残渣に係る有害物質溶出量の測定

分析・測定業務の種類	試料の種類	分析測定回数及び採取場所	分析測定項目	測定方法及び根拠法令
メタル残渣に係る有害物質溶出量の測定	メタル残渣	1回／年 採取場所：メタルヤード 溶出量試験	アルキル水銀化合物 水銀又はその化合物 カドミウム又はその化合物 鉛又はその化合物 六価クロム化合物 ヒ素又はその化合物 セレン又はその化合物	昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 13 号「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」による。



令和4年度 那霸・南風原クリーンセンター施設稼働計画（案）

